

行政訴訟に関する外国事情調査結果一覧表 (抜粋 - 司法審査の対象関係)

	アメリカ	フランス	ドイツ	イギリス (イングランド・ウェールズ)	EU (ECに限る)
行政に対する司法審査の対象					
制定法上の定め	<p>審査対象性の問題とされているのは、個別法が司法審査対象から排除している行為 (制定法上の審査排除)、個別法が当該行政機関の裁量に全面的に委ねている行為 (裁量への全面委託) は、個別法が司法審査を排除すべき必要性を明白で説得的に示している場合に限り認められ、は、本案審理で適用すべき法準則がないほどの場面に限り認められる。APA701条(a)(1)(2)はこの点を確認した規定</p> <p>こうした例外的なものを除くと、個別法の訴訟規定は審査対象行為を特定しているから、審査対象性が問題となるのは、判例法上の司法審査訴訟の場合。20世紀前半の時点で、個別的な命令行為以外の審査対象性について連邦最高裁ははっきりせず。APA704条はそのような判例状況を反映し、個別法の司法審査訴訟規定が対象とする行為、および、</p> <p>「他に適切な裁判上の救済のない最終的な行政機関の行為」とだけ規定。ここでいう「最終的」とは、当該行為について行政機関として判断が固まっていることを指す</p>	<p>公土木の領域を除いて、「決定」に対する訴えのみが可能 (R421-1)。不作為の場合は、みなし拒否決定に対して、訴えを提起することができる (R421-2)</p>	<p>行政裁判所の管轄に服するのは、原則として「公法上の争訟」(行政裁判所法40条1項) 前記基本法19条4項参照</p> <p>行政裁判所法47条は規範統制訴訟について定める</p>	<p>規則上 (規則54号1条2項 a号) は、法令 (enactment) と、公的機能 (public function) の行使との関係で、決定 (decision) 作爲 (action) または不作為 (failure to act) の違法性を争うことができるとされているが、この規定が、訴訟の直接の対象を規定するものかは明確ではなく直接的には決定を対象として、その中で法令を争うことを認めるものようでもある</p> <p>個別に判例をみていくと、司法審査請求の対象は、司法審査請求制度の中にある私法的救済手段も含めると相当に広いと考えられる</p>	<p>取消訴訟での審査対象について現行のEC条約230条は、欧州議会と理事会の共同採択行為、理事会の行為、委員会の行為、ECB (欧州中央銀行) の行為、欧州議会の行為で第三者に法的効果を生じさせる意図の行為、と定め、法的拘束力をもたない「勧告および意見」は明文で審査対象外とする。EC設立条約249条が予定する法的拘束力のある行為は、「規則」「指令」「決定」「不作為違法確認訴訟については、理事会、欧州議会、委員会または欧州中央銀行の、EC条約に違反する、不作為、個人に対して、勧告または意見以外の行為をEC機関がしなかったこと、を審査対象とする (EC条約232条参照)</p> <p>先決裁定については、共同体の機関 (理事会、委員会、欧州議会、司法裁判所、会計検査院) がとった行為、ECB (欧州中央銀行) がとった行為、の効力が審査対象となりうる (EC条約234条参照)。審査対象の行為は取消訴訟の場合と同様違法性の抗弁については、EC条約241条の文言上は「規則」を対象とする</p>

行政訴訟に関する外国事情調査結果一覧表 (抜粋 - 司法審査の対象関係)

	アメリカ	フランス	ドイツ	イギリス (イングランド・ウェールズ)	EU (ECに限る)
司法審査の対象の範囲	<p>上記の点については、20世紀後半、すなわち1960年代以降の判例で考え方が確立。行政活動はすべて司法審査の対象となりうる(審査対象性の推定)とした上で、司法審査すべき成熟した紛争が当該行為のもので生じているならば、当該行為のタイミングでの司法審査を認めるという考え方</p> <p>紛争の成熟性(ライブネス)は、紛争の争点が、その時点で審理するに適しているか(フィットネス)。その行為のタイミングで訴訟を認めること、認めないことが、両当事者(原告私人、被告政府)にどのような困難さ(ハードシップ)を及ぼすか、の2テストで判定。</p> <p>以上の考え方のもとでは、審査対象性を、行為形式によって典型的に判断することはない。たとえば、行政立法がすべて争えるというわけでは、必ずしもない。わが国でいう行政指導や要綱、行政内部的な基準にあたるものも、成熟性のテストを満たす限り、司法審査訴訟の対象となる</p>	<p>統治行為に該当するような例外的な場合を除けば、さまざまな行政の行為形式のうち、侵害的な行政決定に該当するものが、訴えの対象性を満たす</p> <p>通達の場合、解釈的通達と命令的通達を区別し、後者についてのみ行政決定該当性が認められる</p> <p>答申は、通常は訴えの対象性を満たさないが、決定としての性質があれば訴えの対象性を満たす</p> <p>行政立法については当然に訴えの対象性を満たす。行政裁判制度(なかんずく越権訴訟)の役割が、行政決定の違法性をチェックすることにあるとされ、行政立法の違法性を除去することも当然にその範疇に含まれるという考え方の反映</p> <p>内部措置については、一般に決定該当性を否定。ただし例外あり</p> <p>準備的措置と性質決定される行為形式も、行政内部の手続を遂行する効果しか有さないとして、一般的に決定該当性を否定</p>	<p>司法判断を求められる事項か否かは、行政機関の用いた行為形式を基準にせず、専ら、原告が「権利」を侵害される主体か否か、訴訟の対象および訴えの形式が、原告の権利を保護するために必要かつ適切なものか、その時点で原告の権利を保護することが必要かつ適切かが、基準</p> <p>連邦行政裁判所が確認訴訟を許容した事案の中には、行政指導に関する事案あり。一般処分は、取消訴訟の対象。法規命令の違法確認訴訟も、権利保護のために必要な場合、必要な範囲で認められる。規範統制訴訟制度があるが、法規範を、権利保護を目的とする一般の確認訴訟の対象にすることは排除されず</p> <p>規範統制訴訟は、条例の法形式をとる都市計画と、大半の州における州法律より下位の法規定について、特別に認められ、私人については、「権利侵害」を主張する者しか提起できないが、申立人の権利に関わらない違法事由も審理され、法規定を無効とする判決が一般的拘束力を有する点で、通常の行政訴訟と性質を異にする</p>	<p>通達の違法性についての宣言的判決が求められ、違法が争われている。また、行政指導的なものを争って宣言的判決を求めたと評価可能な事案もある</p> <p>法規命令を争うことも認められている。従来、宣言的判決で争われたようであるが、現在、取消命令も利用されている。さらに、効力が発する前の法規命令案で、個別的利益が問題になっているわけではないが、争うことを認めるものもある。さらに、都市計画法関係では、計画を争うために制定法上の提訴が認められており、実際に、多数の訴訟が提起されている</p> <p>税金についてはわが国でいう不当利得返還請求で争われるのに対して、他方で、公的機能を行使用するとされれば、行政機関以外の行為等に対しても司法審査請求が認められている。これは、司法審査請求の外で、私法的救済手段が利用できず、他にいかなる請求権もない場合や、私法的救済手段はあるものの、司法審査請求の方が、より効果的な救済を与えることができる場合に利用されることになる。対象の判断基準として、学説においては、公法的義務を果たす規制システムを構成する一部として機能すること等が示されている。判例においては、単に公的機能ではなく、政府機能であること等が求められてきている</p>	<p>取消訴訟の対象についてのEC条約の定めは上記のとおりであるが、EC裁判所の判例では、法の支配にもとづく共同体における法の遵守を徹底するために、法形式の名称ではなく実質において法の効果を生じることが意図された措置(all measures which are intended to have legal force)か否かを基準として取消訴訟の審査対象範囲を決めている。</p> <p>ゆえに「勧告」や「意見」の形式であっても法的効果を生じる点については審査対象とされる。またEC設立条約が予定していないECの行為形式であっても審査対象たりうる</p> <p>違法性の抗弁について、EC条約241条は、規定の文言では、法形式としての「規則」のみが対象となりうるように読めるが、EC裁判所は、EC条約241条の定めが、詳細な実施決定の根拠となったあらゆる形式のEC法規の効力を争うことを認める旨の「法の一般原則」の一つの具体的な表現であると広く解釈し、欧州議会と理事会の共同採択した規則、理事会規則、委員会規則、ECB規則、の効力が審査対象となりうる。個人の狭い原告適格などのために取消訴訟により根拠法規たるEC法規の効力を争えなかった当事者による「違法性の抗弁」の援用を認めている</p>

行政訴訟に関する外国事情調査結果一覧表 (抜粋 - 司法審査の対象関係)

	アメリカ	フランス	ドイツ	イギリス (イングランド・ウェールズ)	EU (ECに限る)
我が国との対比	<p>日本の行訴法 (抗告訴訟) は、多様な行政活動から特定の行為形式を抽出して、これに特定の訴訟方法に対応させるという発想であるのに対し、アメリカでは、審査対象性を行為形式という類型化によって発見しようという発想は、行政活動の多様化に伴い、完全に放棄されている。個別法の司法審査訴訟規定も、法律ごとにまったくの立法政策で、多様な審査対象の切り出し方をする</p> <p>わが国の行訴法 (抗告訴訟) において、審査対象性の問題 (処分性の有無) は、対象行為の権力性、具体的法的効果性 (事実的侵害性を含む) という2点から判定される。アメリカでは審査対象性を決めるにあたって、前者 (権力性) に対応する問題関心はおよそ存在せず、後者に対応する問題関心が、紛争の成熟性」とい訴えの利益の問題として現れる。</p> <p>行為形式の発想にまったく重きが置かれていないことと、紛争の成熟」とい訴えの利益の問題に帰着することの二つの理由で、アメリカの審査対象性はきわめて広い</p>	<p>命令 (行政立法的決定) につき、広く処分性が認められている点が大きく異なる。行政計画に係る決定や、計画文書について、取り消しを求め処分性についても、広く肯定 (法典 R411-7を参照)</p> <p>さまざまな行政過程を争おうとする場合、行政決定を切り出して (分離し得る行為)、越権訴訟に乗せるという解釈方法の判例法によるリベラルな運用も、日本に比べて処分性を拡大する要因</p> <p>処分性につき要求される「侵害的」という要素も、多様な行為形式が採られている場合にそれを越権訴訟に乗せることを可能にする説明として用いられているように思われ、日本のように取消訴訟対象性を否定するための説明という形の排除的方向性で運用されてるのとは、対照的</p>	<p>日本の「処分性」の問題は、取消訴訟という訴訟類型を選択することが適切かという問題と、およそ司法判断を求めることができる事項かという問題に分けられ、前者の問題には、ドイツでは裁判管轄の振分けの問題が加わる</p> <p>前記 のとおり、司法審査の対象は日本よりも広く認められる</p>	<p>上記のとおり、法規命令や法規命令案についても、宣言的判決のみならず、取消命令を求めることも認められており、日本よりも司法審査の対象についてはかなり広い範囲で認められている</p> <p>また、都市計画関係につき、個別法で制定法上の審査が認められている点が日本と異なる</p>	<p>取消訴訟の対象に関する上記の EC裁判所の考え方は、行為の法形式よりも実質的な法的効果に着目する点で、日本の「処分性」に関する判例の考え方と共通する面がある</p> <p>不作為の違法確認訴訟については、前記のとおり、日本では「法令に基づく申請」を前提とするのに対し、ECの場合にはそのような前提なく、条約違反の不作為を広く対象とする点が異なる</p>

行政訴訟に関する外国事情調査結果一覧表 (抜粋 - 司法審査の対象関係)

	アメリカ	フランス	ドイツ	イギリス (イングランド・ウェールズ)	EU (ECに限る)
<p>判例1 (ごみ焼却場設置無効確認訴訟)</p> <p>判例2 (用途地域指定)</p> <p>判例3 (第二種市街地再開発事業計画決定)</p> <p>判例4 (告示によるみなし道路指定)のあてはめ</p>	<p>判例1は、ごみ焼却場設置のための市としての最終的な意思決定があるならば (たとえば市長その他の決裁)、その行為によって生じた紛争が、その時点で成熟しているかどうかの問題。権力性の有無は無関係</p> <p>判例2は、州法の問題であるが (ゾーニング、その例外許可申請など)、連邦法の考え方をあてはめるならば、争点がこの時点で審理できるような性質であり、かつ、近い将来の土地利用計画が事実上制約されるなどの事情が具体的にあるならば、紛争の成熟性は認められると思われる</p> <p>判例3 判例4も州法の問題であるが、この時点で争わせなければ、どの程度の困難が原告に生じるか、争点が審理に馴染むかなどによって判定</p> <p>このほか、武蔵野市の負担金指導要綱行政の事件 (最高裁平成5年2月18日第一小法廷判決・民集47巻2号574頁。国家賠償請求の事案)がアメリカで生じたならば、司法審査訴訟を提起しうるものと思われる</p>	<p>判例1 :ごみ焼却場設置計画の決定を切り出して、越権訴訟で争うことが可能であると推量される。建築請負契約に関する行政庁の決定について、分離し得る行為の法理の適用により、越権訴訟で争うことも考えられるが、この場合は、契約の効力の問題が残る可能性あり</p> <p>判例2 決定として越権訴訟の対象性を満たす</p> <p>判例3 決定として越権訴訟の対象性を満たす</p> <p>判例4 決定として越権訴訟の対象性を満たす</p>	<p>判例1については前述のとおり</p> <p>判例2の用途地域の指定は、法形式を行政立法(条例)にした上で、規範統制訴訟を認める立法方針がとられる計画に相当し、規範統制訴訟を認めるべき。加えて、行政立法である用途地域指定の違法 無効を理由に、自己の土地及び周囲の区域が工業地域に当たらないことの確認を求める訴訟が考えられ、個別事案毎に、確認の利益の有無が判断される。但し、建築確認等の個々の処分を待つて争う必要はない</p> <p>判例3の第二種市街地再開発事業計画は、全ての関係者に対して、基本的に斉一な速度で一挙に実現される計画なので、ドイツ法では、行政立法でなくむしろ行政行為の法形式をとることになると思われ、不服のある者は、出訴できるのみならず、出訴せねばならない</p> <p>判例4は、行政裁判所法43条にいう確認の利益が認められる事案で、適法。告示による一括指定の方法が可能か否かは、専ら本案の問題になり、仮に告示を指定処分の基準を定めるものに留まると解しても、確認訴訟は適法</p>	<p>判例1、2、3、4については、まず、計画にかかわるものは、制定法によって計画に対する提訴が認められることから、それを利用して訴訟を起こすことになると思われる。その他の場合、対象が広く認められる現在の状況に照らすと、宣言的判決 (取消命令)でもって争うことが可能であり、また、判例1のケースでは、司法審査請求の外の宣言的判決が利用可能であると思われる</p>	